12　公益社団法人みやぎ被害者支援センター

1　基本情報

所 在 地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号		
代 表 者	理事長　三輪　佳久	設　　立	平成12年4月27日
電　　話	022-301-7840	ファックス	左記同
団体分類	自立支援団体	県主務課	環境生活部 共同参画社会推進課
県出資額・割合	0　千円 （　　）	ホームページ	https://www.miyagivsc.jp
設立目的（定款等）	事件・事故、災害、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族(以下、「犯罪被害者等」という。)に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって犯罪被害者等の被害回復及び軽減に資することを目的とする。		

出資等の状況		
第1位		千円　（　　）
第2位		千円　（　　）
第3位		千円　（　　）
第4位		千円　（　　）
第5位		千円　（　　）
その他		千円　（　　）
出資等総額		0　千円

2　主な事業内容

	事業名	事業費（単位：千円）			事業内容
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
事業1	性暴力被害相談事業	12,145 （　46.3%　）	16,276 （　49.0%　）	18,422 （　54.3%　）	性暴力被害に遭われた方及びその家族等からの電話相談及びこれに付随した医療機関や弁護士相談等への付添い支援
事業2	その他の相談事業	14,112 （　53.7%　）	16,935 （　51.0%　）	15,490 （　45.7%　）	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第2項に規定する事業等
事業3		（　0.0%　）	（　0.0%　）	（　0.0%　）	
その他の事業		（　0.0%　）	（　0.0%　）	（　0.0%　）	
全体事業費		26,257	33,211	33,912	指定管理者

3　公社等の公益的使命と県が期待する役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割（県施策との関連等）
通称「犯給法」第23条第1項に基づき、宮城県公安委員会から早期援助団体の指定を受けた公益法人であり、また宮城県から性暴力被害相談事業の委託を受け、犯罪被害者及び性暴力被害者等に対する支援活動を行っており、社会的要請が強く、その役割は極めて重要である。その目的は「途切れることのない被害者等の視点に立った支援活動」の実践である。	公安委員会から早期援助団体の指定を受け、犯罪被害者等支援に当たる。また本センター、宮城県、宮城県警察及び宮城県産婦人科医会による性暴力被害者等に対する支援活動の協定により県から性暴力被害相談事業を受託している。犯罪被害者等に寄り添った支援を行い、信頼される団体であることが期待される。

4　評価

項目		団体による自己評価	県（主務課）の所見	参考指標
イ	上記3への対応	街頭キャンペーン等の広報に積極的に努めるとともに、メール相談や性暴力被害相談の24時間365日受付の運用、さらには、深刻さを増す相談に対応するため専用相談室2室を設置するなど、相談システムの整備に努めた。これらの対策により当期の相談等取扱件数は1,366件と設立以降最多の件数となるなど、成果が現れてきている。	多様な相談方法の提供を行うとともに、相談環境を整備し、犯罪被害者等が相談しやすい環境を整えた。相談及び付き添い支援等の取扱件数の増加が続いているが、マニュアルの一新や相談員のスキルアップにも取り組んでいる。引き続き、犯罪被害者等に寄り添った支援により信頼される団体としての運営が期待される。	
ロ	組織運営の健全性 ※1	公益法人認定法や犯罪被害者等早期援助団体に関する規則に基づく報告等や、県や公安委員会から受けた指導事項等を遵守するとともに、HPに事業活動やプライバシーポリシー、情報公開資料を掲載している。引き続き、犯罪被害者の個人情報保護など諸法令の遵守に万全を期していく。	事業活動や個人情報保護に関するプライバシーポリシーを公表し、積極的な情報公開に努めており、総体的にも健全な組織運営がされていると評価できる。 今後は、DX推進に向けた検討をするとともに、内部統制の確保に向け、業務規程やコンプライアンスのより一層の充実が期待される。	A
ハ	財務の健全性 ※1	ファンドレーザー担当者等が計画的に企業を訪問し、会員の獲得や寄付型自動販売機の設置協力の働き掛けを行った。これにより当期は新たに45会員の獲得、8台の増設となった。また、寄附金の取扱いを明確にするため「寄附金取扱規程」を定めるとともに、委嘱の公認会計士から指導・助言を受け財務の健全性に努めた。今後も、活動に賛同する会員の獲得を継続する。	会員の確保や寄付型自動販売機設置の取組を進め、財政の安定化を図るとともに、公認会計士の指導を受けながら適正な会計処理に努めた。経常増減額が3期連続黒字であり、財務の健全性が覗える。引き続き、中長期を見据え、安定的に経営していくことが期待される。	A
総合評価・今後の方向性と課題		当期経常収益は前年度に比べ大幅に増額し、当期経常増減額も増額した。また、新規相談員1名を採用するとともに、男性の性暴力被害相談の増加を受けて、今期中の男性相談員の採用を計画するなど、体制の整備に努めている。今後は、さらなる安定的な財政基盤の確立と相談員の質の向上や、市町村との橋渡し的な活動に取り組む。	相談環境の整備や相談員確保等の取組を進めながら、組織運営及び財務についても、健全化のための努力が重ねられていると考えられる。現在、犯罪被害者等からの相談等取扱件数が増加傾向にあるが、引き続きこうした体制を維持しつつ、犯罪被害者等に寄り添った支援がなされるよう、必要な助言を行っていく。	総合評価 A

※1　上記ロ及びハにおける「団体による自己評価」・「県（主務課）の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

5 経営状況 （単位：千円）

区分				令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(R5－R4)
貸借対照表	資産合計			36,731	36,889	40,998	4,109
		流動資産		10,061	15,478	16,457	979
		固定資産		26,670	21,411	24,541	3,130
			うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計			178	320	1,368	1,048
		流動負債		178	320	1,368	1,048
		固定負債		0	0	0	0
			うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計			36,553	36,569	39,630	3,061
		指定正味財産		0	0	20,000	20,000
		一般正味財産		36,553	36,569	19,630	△ 16,939
正味財産増減計算書	経常収益			30,903	36,223	37,792	1,569
		うち事業収益		12,684	17,216	18,987	1,771
	経常費用			28,299	36,207	36,891	684
		うち管理費		2,042	2,996	2,978	△ 18
	評価損益等調整前当期経常増減額			2,604	16	901	885
	当期経常増減額			2,604	16	901	885
	経常外収益			21,000	0	2,160	2,160
	経常外費用			0	0	0	0
	当期経常外増減額			21,000	0	2,160	2,160
	当期一般正味財産増減額			23,604	16	△ 16,939	△ 16,955
	当期指定正味財産増減額			0	0	20,000	20,000
	当期正味財産増減額			23,604	16	3,061	3,045
県の財政的関与	補助金			3,600	3,600	3,600	0
	委託金 ※2			12,145	16,276	18,417	2,141
	負担金			0	0	0	0
	補助金等合計			15,745	19,876	22,017	2,141
	総収入 ※3			51,903	36,223	39,952	3,729
	総収入に対する補助金等割合			30.3%	54.9%	55.1%	
	単年度貸付額			0	0	0	0
	年度末貸付金残高			0	0	0	0
	損失補償（債務保証）残高			0	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
（なお、非公募で指定管理者となった団体で利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。）
※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

6 主な経営指標

評価項目	算式等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(R5-R4)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計（総資産）×100	99.5%	99.1%	96.7%	-2.4%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	5652.2%	4836.9%	1203.0%	-3633.9%
借入金依存度	（長期借入金＋短期借入金）÷資産合計（総資産）×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	8.4%	0.0%	2.4%	2.4%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	6.6%	8.3%	7.9%	-0.4%

7 組織・役職員の状況

（人）

役職員の人数			令和4年度（実績）	令和5年度（実績）	令和6年度（6月末現在）	令和5年度における常勤役職員の状況	
役員	常勤 （うち県退職者）		1 （ 1 ）	1 （ 1 ）	1 （ 1 ）	常勤役員	
	非常勤（うち県退職者）		16 （ 2 ）	16 （ 2 ）	16 （ 2 ）	平均年齢(歳)	1名のため非公開
職員	常勤職員 （※4）		4	4	4	平均年収（千円）	出資割合25%未満のため非公開
		プロパー職員	1	1	1		
		県退職者	3	3	3	常勤職員（プロパー）	
		県派遣職員	0	0	0	平均年齢(歳)	1名のため非公開
		その他の派遣職員	0	0	0	平均年収（千円）	出資割合25%未満のため非公開
	上記以外の職員（※5）		23	23	24		

障害者雇用の状況 （※6）	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	―	雇用障害者数	―	実雇用率	― %	不足数	―

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県退職者、その他の派遣職員（県以外の自治体、民間企業等）を指すもの。
※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。
※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。（法定雇用率が課せられている団体のみ記載）
【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

別記様式第３号　経営評価シート

１２　公益社団法人みやぎ被害者支援センター

１　組織運営の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容		評価	
1	経営方針	経営方針を明確にし、職員に周知しているか。 〔指標〕 ✓経営方針の職員等への周知の有無	①周知している。	①	1
			②周知していない。	0	
2	組織体制	経営幹部へ民間等経験者を含む多様な人材を登用しているか。 〔指標〕 ✓役員に民間企業等出身者を登用・配置の有無	①登用している。	①	1
			②登用していない。	0	
		人材育成の取組を行っているか。 〔指標〕 ✓人材育成や内部登用、独自の人材確保の取組の有無	①行っている。	①	1
			②行っていない。	0	
		ＤＸ推進に向けた体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓ＤＸについて検討・推進を行う部署の設置又は担当者の配置の有無	①設置又は配置している。	1	0
			②設置又は配置していない。	⓪	
3	内部統制	必要な業務規程を整備しているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる業務規程等の整備状況	①８項目以上整備	1	0
			②８項目未満整備	⓪	
			就業規則	■	
			役員報酬規程	■	
			職務分掌規程	■	
			会計規程	■	
			契約規程	□	
			決裁規程	□	
			給与規程	■	
			退職手当規程	□	
			施設等管理規程	□	
			業務継続計画（ＢＣＰ）	□	
		実効的な外部監査を受けているか。 〔指標〕 ✓公認会計士・税理士の関与の有無	①公認会計士・税理士による監事（監査役）監査の実施又は監査法人による監査の実施。	②	2
			②公認会計士・税理士による定期的な指導を受けている。	1	
			③公認会計士・税理士による関与はない。	0	
		組織内の業務監査体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓組織内の業務監査体制の整備の有無	①整備している。	①	1
			②整備していない。	0	

No.	項目	評価内容		評価	
3	内部統制	適切に情報公開を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる資料の団体ホームページにおける公開状況	①下記のうち、６項目以上（会社法法人・その他の法人は４項目以上）を公開している。	②	2
			②下記のうち、６項目未満（会社法法人・その他の法人は４項目未満）を公開している。	1	
			③ホームページで公開していない。	0	
			定款(寄附行為)	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
			役員の報酬・退職金に関する規定	■	
		コンプライアンスに関する取組を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる取組の実施状況	①３項目以上実施している。	2	1
			②１～２項目実施している。	①	
			③実施していない。	0	
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。	■	
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。	□	
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。	■	
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。	□	
			○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を実施している。	□	
合計（12点満点）					9

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
公益法人認定法や犯罪被害者等早期援助団体に関する規則に基づく報告等や、県や公安委員会から受けた指導事項等を遵守するとともに、HPに事業活動やプライバシーポリシー、情報公開資料を掲載している。引き続き、犯罪被害者の個人情報保護など諸法令の遵守に万全を期していく。	事業活動や個人情報保護に関するプライバシーポリシーを公表し、積極的な情報公開に努めており、総体的にも健全な組織運営がされていると評価できる。 今後は、ＤＸ推進に向けた検討をするとともに、内部統制の確保に向け、業務規程やコンプライアンスのより一層の充実が期待される。	A

＜参考指標＞
合計点が
9～12点の場合：Ａ（概ね良好）
6～ 8点の場合：Ｂ（改善の余地あり）
3～ 5点の場合：Ｃ（改善措置が必要）
0～ 2点の場合：Ｄ（大いに改善措置が必要）

２　財務の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容		評価	
1	採算性	経常的な活動は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：経常増減額 ✓損益計算書：経常損益 ✓収支計算書：事業収入-(事業費＋管理費)	①３期連続黒字（増加）	③	3
			②当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2	
			③当期赤字（減少）かつ１期黒字（増加）	1	
			④３期連続赤字（減少）	0	
		事業活動全体は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：正味財産増減額 ✓損益計算書：純利益（損失） ✓収支計算書：収支差額	①３期連続黒字（増加）	③	3
			②当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2	
			③当期赤字（減少）かつ１期黒字（増加）	1	
			④３期連続赤字（減少）	0	
		累積欠損金はないか。 〔指標〕 ✓公益法人会計：正味財産合計-出資等合計 ✓企業会計　　：利益剰余金	①当期≧０（累積欠損金なし）	②	2
			②当期＜０（累積欠損金あり）	0	
2	安全性	財務は安定しているか。 〔指標〕正味財産(自己資本)比率の状況 ✓正味財産合計（純資産）÷資産合計×100	①当期≧３０％	②	2
			②当期＜３０％	0	
		借入金に依存していないか。 〔指標〕借入金依存度の状況 ✓（短期借入金＋長期借入金）÷資産合計×100	①当期≦正味財産（自己資本）比率、借入金なし	①	1
			②当期＞正味財産（自己資本）比率	0	
		十分な支払能力を維持しているか。 〔指標〕流動比率の状況 ✓流動資産÷流動負債×100	①当期≧１００％	①	1
			②当期＜１００％	0	
合計（12点満点）					12

団体による自己評価 （概況、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
ファンドレーザー担当者等が計画的に企業を訪問し、会員の獲得や寄付型自動販売機の設置協力の働き掛けを行った。これにより当期は新たに４５会員の獲得、８台の増設となった。また、寄附金の取扱いを明確にするため「寄附金取扱規程」を定めるとともに、委嘱の公認会計士から指導・助言を受け財務の健全性に努めた。今後も、活動に賛同する会員の獲得を継続する。	会員の確保や寄付型自動販売機設置の取組を進め、財政の安定化を図るとともに、公認会計士の指導を受けながら適正な会計処理に努めた。経常増減額が３期連続黒字であり、財務の健全性が覗える。引き続き、中長期を見据え、安定的に経営していくことが期待される。	A

＜参考指標＞
合計点が
10～12点の場合：Ａ（概ね良好）
6～ 9点の場合：Ｂ（改善の余地あり）
3～ 5点の場合：Ｃ（改善措置が必要）
0～ 2点の場合：Ｄ（大いに改善措置が必要）